根郷小学校区まちづくり協議会 規約

(名称)

第一条 この会は根郷小学校区まちづくり協議会(以下「本協議会」という。)と称する。

(目的)

第二条 本協議会は根郷小学校区を活動区域とし、当該区域の住民が協働し、公共の利益に 資する活動を民主的に行うことにより、心豊かで安心して暮らすことのできる活力に満ちた まちづくりに寄与することを目的とする。

(事務所)

第三条 本協議会の事務所は根郷小学校に置く。

(事業)

第四条 本協議会は第二条に掲げた目的を達成するため、以下の事業を行う。

- (1) 根郷小学校区内の住民及び各団体相互の交流・情報交換・連絡・調整等に関すること。
- (2) 防犯・防災・安全に関すること。
- (3) 環境文化に関すること。
- (4) 地域住民に対する広報に関すること。
- (5) その他、協議会の目的を達成するために必要なこと。
- 2 事業を行うために必要な部会を設置する。
- 3 本協議会は、佐倉市市民協働の推進に関する条例第10条第3号に規定する活動について、これを行わない。

(構成)

第五条 本協議会は根郷小学校区の自治会、町内会、区、諸団体等をもって構成する。

(委員)

第六条 本協議会の委員は、原則、各団体ごとに2名、及び、会長の推薦する者とする。

2 委員は何れかの部会に所属するものとする。

(入:退会)

第七条 本協議会に入・退会を希望する者は、書面により入・退会の申し入れを行う。

2 入・退会の申し入れがあった場合、総会または協議委員会において入・退会の承認を行う。

(役員等)

第八条 本協議会に次の役員及び監事(以下「役員等」という。)を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 書記 2名
- (6) 幹事 若干名
- (7) 監事 2名
- 2 役員等は、総会において委員の中から互選により選出するものとする。

(任務)

第九条 役員等の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本協議会を代表し、本協議会の運営に関する全てを総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在時はその職務を代行する。
- (3) 事務局長は本協議会運営に関する事務を行うとともに、関係機関等との 連絡・調整を行う。
- (4) 会計は本協議会の会計事務を行う。
- (5) 書記は会議の内容を記録し、管理する。
- (6) 幹事は必要に応じて会務を分担する。
- (7) 監事は本協議会の会計を監査し、総会に報告する。

(任期)

- 第十条 本協議会の委員及び役員、部会長等の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、 補 欠の役員等の任期は前任者の残存期間とする。
 - 2 原則として、区分ごとの委員は継続性を保つため同時に退任することはできない。ただし、 事故等やむを得ない事由がある場合は、その限りではない。

(会議)

第十一条 本協議会の会議は総会・協議委員会・役員会とし、内容は次のとおりとする。

- (1) 総会は次の事項について審議する。
 - ア事業計画及び予算に関すること。
 - イ 事業報告及び決算に関すること。
 - ウ役員等の選出に関すること。
 - エ 本協議会規約に関すること。
 - オ その他本協議会の重要な事項に関すること。

- (2) 協議委員会は次の事項について審議する。
 - ア本協議会の事業及び予算の執行状況に関すること。
 - イ 役員会から提案された事項に関すること。
 - ウ その他本協議会の重要な事項に関すること。
- (3) 役員会は次の事項について審議する。
 - ア 総会及び協議委員会に提案する事項に関すること。
 - イ 本協議会組織に関すること、及び構成員間の連絡・調整に関すること。
 - ウ事業の連携・調整に関すること。
 - エ 部会に関すること。
 - オその他本協議会の運営に関すること。

(総会)

- 第十二条 総会は本協議会の最高意思決定機関とし、委員全員で構成する。
 - 2 総会は年1回開催するものとし、会長が必要と認めたとき及び3分の1以上の委員から 請求があったときに臨時総会を開催する。
 - 3 総会は委員の3分の2以上(委任状を含む)の出席により成立し、議案は出席委員の過半数の合意をもって決議する。
 - 4 区分ごとの委員 2 名が同時に出席できない場合は、代理人(議決権無し)の 出席を認める。
 - 5 議長は出席委員の中から事務局長が推薦し、出席委員の過半数の賛成により 決定する。
 - 6 総会の議事は議事録を作成し、保管する。
 - 7 議事録は書記が作成し、会長・事務局長が署名する。

(協議委員会)

- 第十三条 協議委員会は総会に次ぐ意思決定機関とし、委員全員で構成する。
 - 2 協議委員会は年度中に3回程度開催する。
 - 3 協議委員会は会長が招集する。
 - 4 議長は副会長がこれを行う。
 - 5 議事録は書記が作成し、会長・事務局長が署名する。

(役員会)

- 第十四条 役員会は役員・監事で構成し、必要に応じて開催する。
 - 2 議長は会長がこれを行う。
 - 3 部会長は必要に応じて役員会に参加できる。
 - 4 議事録は書記が作成し、会長・事務局長が署名する。

(部会)

- 第十五条 本協議会は事業の推進を図るため、必要に応じて部会を設ける。
 - 2 部会の設置については役員会で立案し、協議委員会で討議し総会に諮り決定するものとする。活動内容等については部会で立案し、役員会の承認を得る。
 - 3 部会には部会長及び副部会長を置く。
 - 4 部会長及び副部会長の選出は、部会において互選により行う。

(経費)

- 第十六条 本協議会の経費は、佐倉市からの補助金・寄附金・運営費・その他の収入等を もって充てる。
 - 2 本協議会の運営費に関する事項は別に定める。

(会計年度)

第十七条 本協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(附則)

- この規約は平成 23 年 2 月 20 日から施行する。
- この規約は一部改正し、平成23年5月22日から施行する。
- この規約は一部改正し、平成24年5月20日から施行する。
- この規約は一部改正し、令和 2年5月17日から施行する。